

コンテナターミナルにおける事業継続計画検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「コンテナターミナルにおける事業継続計画検討委員会」（以下「委員会」と称する。）

(目的)

第2条 コンテナターミナルを対象に、事業継続計画策定に係る内容について検討を行い、当該内容を反映した港湾BCP策定ガイドラインの改訂版を作成することを目的とする。

(委員等)

第3条 委員会は別紙に掲げる委員をもって組織する。ただし、委員長は、必要に応じ、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、事務局が推薦し、委員の合意を得て定める。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。

(運営)

第5条 委員会は、原則、公開とする。

(守秘義務)

第6条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、国土交通省港湾局海岸・防災課に置き、委員会の庶務を行う。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、必要に応じ協議する。

附則 本規約は、令和7年12月26日から施行する。